

令和3年6月14日

報道機関各位

半田市長 榊原純夫

職員の処分等について

このたび、本市職員が入札談合等に関し不適正な行為があったことから、本日付けで懲戒処分を行いました。

市民の皆様の信頼を失墜する重大なことと痛感しており、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことを二度と起こさないよう、職員に対し法令順守の徹底、綱紀粛正を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

○入札談合等関与行為に関する処分

1. 事件の概要

令和3年3月29日及び4月6日に本人からの申出があり、不適正な行為により工事を発注していたことがわかりました。関係者への事実確認を行ったところ、土木課長については平成28年度から令和2年度の5年間で12件、土木課副主幹については令和2年度に5件、特定の事業者へ工事発注等をしたことを認めました。

2. 処分理由

当該職員の行為は、入札談合等に関与する行為と認められ、地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反した場合」に該当するものであり、特に管理職、監督職による行為であることを重く受け止め、関係職員に対して以下のとおり処分を行いました。

3. 処分等の内容

所属・年齢 土木課長 54歳

処分内容 停職4月

処分理由 工事の発注に際し、特定の事業者を指定して発注したことは、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」第2条第5項に規定する入札談合等関与行為に該当し、法令順守違反を行った責任等

所属・年齢 土木課副主幹 48歳

処分内容 停職2月

処分理由 工事の発注に際し、特定の事業者を指定して発注したことは、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」第2条第5項に規定する入札談合等関与行為に該当し、法令順守違反を行った責任等

所属・年齢 建設部長 55歳
処分内容 戒告
処分理由 部の責任者として部下の指導監督を怠った責任

所属・年齢 水道部長（当時土木課長） 55歳
処分内容 戒告
処分理由 今回処分した土木課長が副主幹であった時にも不適切な事務が行われていたため、課の責任者として部下の指導監督を怠った責任

4. 処分年月日

令和3年6月14日

(問い合わせ先：半田市企画部人事課長 水野一男 電話 0569-84-0607)